

編集・発行責任者；木下耕一 〒157-0066 東京都世田谷区成城 8-24-1 - A-201
Fax&Tel 03 - 3482 - 5257 / E-Mail ; kino-coh1@amy.hi-ho.ne.jp

かたつむりとの付き合い方

先週末から流行のインフルエンザにかり、二日半寝てる間に一月が終わってしまった。八千円も出して子どもの分までキープした「ひよこつち」のライブに行けなかった。

さて、明日から二月。次なるイベントは、たましろフェスタだけど、『なんかもう少し、かたつむりとの日常的な付き合いを増やしていきたいなあ』と布団の中で思った。とりあえずできそうな事といえば、土曜日は会社も休みなので、二月からかたつむりに勝手に『通所』しようかなと考えている。僕に何ができるといふわけではないけれど、掃除・洗濯・料理も皮を剥くくらいならできる。本当は事務屋だから資料整理とかが向いていると思うのだ

が、取りあえず何でもいから、かたつむりで活動させてもらい、一緒に歩きながらかたつむりのことを考えていきたい。

【かたつむりHPのこと】

このFAXニュースを読んだくたさる方々は、あまりパソコンなど縁がないかもしれないけれど、かたつむりのホームページ（HP）があることをご存知だろうか？

川崎市立聾学校高等部の重複学級の担任 原田勝利先生（二年くらい前の開設当時の肩書きだから今どうされてるかは不明）が個人的に開設しているもので、日常的にはかたつむり通信の掲載が中心だ。また、最近はまだ更新されていないが、北野司朗さんという方のホームページにもかた

つむりの過去のイベント写真などがアップされている。

私も今年一年の目標としてホームページの開設を目指している。ものの本など読むと結局はパソコンを操る技術よりはページを構成する企画力が大切とのこと。確かにこのFAXニュースも気合いを入れてスタートしたもの、それほど日常的に『ニュース』になるような出来事もないし、本や雑誌の情報をなどを紹介するには勉強不足でそもそもホームページに載せるようなものの乏しい自分の力の至らなさを改めて実感している。

それでも、今年は私にとつてのかたつむりボラ元年と思って、わずかずつでもかたつむり情報を発信していこうと思う。

新聞スクラップ

01/26 毎日

遺言 手話や筆談でもOK

民法改正の要綱案決定 法制審

法制審議会（法相の諮問機関）の民法部会が26日、信頼性の高い公正証書による遺言を、現行民法では認められていない手話や筆談でも作成できるようにするための民法改正の要綱案を決定した。法務省は通常国会に同法改正案を提出、成立を目指す。

民法は特別な場合を除いて、遺言を残す人の口述を公証人が筆記し、その内容を本人に読み聞かせたうえで署名、押印する「公正証書遺言」、全文を本人が書いて署名、押印する「自筆証書遺言」、文書は代筆やタイプライターでもよいが、署名、封印は本人が行って公証人に本物であることを確認してもらって「秘密証書遺言」の3種類を有効な遺言と定めている。

このうち公正証書遺言は、内容の適法性を公証人が確認できるうえ、原本を公証人が保管するので紛失や改ざんのおそれがなく、信頼性が最も高いといわれている。しかし、口述や読み聞かせが出来ない言語・聴覚障害者は作成することが出来なかった。

要綱案では、口述の代わりに手話通訳や筆談を認め、また、内容を読み聞かせなくても手話通訳や閲覧で確認すればよいことにしている。

公正証書は一昨年、約5万2000件が作られた。厚生省によると、言語・聴覚障害者は全国で約35万人と推計されている。【小林 雄樹】